

「日中活動の場と住まいの確保」の次期計画の施策展開の方向性について

## 1 はじめに

日中活動の場と住まいの確保に向けて、今後の障害者の増加を踏まえながら、障害者施設の需要、施設整備の方策、障害者の高齢化・重度化等への対応の考え方を整理し、施設需要への的確な対応を図っていく必要があるため、世田谷区障害者施設整備等に係る基本方針委員会において日中活動の場などの方針案を検討し、障害者施設整備等に係る基本方針の策定を進めています。(9月策定予定)

なお、居住支援においては、障害者等が民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備に向けて、居住支援協議会を通じて支援の取組みを進めています。

今後も施設需要や居住支援への的確な対応を図っていく必要があるため、障害者の日中活動の場と住まいの確保に向けて、施設整備や居住支援対策を進めていく必要があります。

注意：本文は5月25日に資料送付済みの第2回障害者施策推進協議会の「障害者施設整備等に係る基本方針に向けたまとめ方(案)」の内容に追記しています。以下の本文において、追記箇所には下線を引いています。

## 2 次期計画期間中に取り組む課題

### 【課題1】施設所要量の確保

#### (1) 取組みの状況(実施状況の評価)

障害者数の増加、毎年の特設支援学校からの卒業生を中心とした障害者通所施設利用希望者の増加に対応するため、区立障害者通所施設や社会福祉法人等による民設民営施設の公募選定事業者による整備誘導にも取り組むが、増え続ける生活介護、就労継続支援B型への施設需要への対応に追いついていない状況です。

世田谷区の人口増に伴い児童人口も年々増えていて、障害児通所施設を利用する児童も増加しています。これに対し、区内の障害児通所施設は、この3年間で6箇所140人分の増加となっています。

#### (2) 課題(評価を踏まえた改善)

今後の障害者通所施設の利用希望に対応するため、中長期的な需要見込みと施設所要量を精査し、その確保を図ることが必要です。

増加する障害児通所施設の利用希望に対応するため、民間事業者の参入を含めた今後の整備について、基本的な考え方や方向性の整理が必要です。

( 3 ) 次期計画の施策展開の方向性 ( 計画 )

小規模・分散化による施設整備

住み慣れた「地域」において障害者通所施設が利用できるよう、利用者の障害特性や希望を尊重し、各地域の障害者数や施設数を勘案しながら、小規模・分散化の視点で施設整備に取り組みます。

施設利用者の移行支援

「就労継続支援 B 型」施設に関しては、「就労支援」「就労定着支援」の充実を図る一方、「生活介護」施設を含むいずれの施設利用者も希望により介護保険事業所に移行できるよう、障害者施設と介護保険事業所との相互理解、連携・交流に取り組みます。

○障害児通所施設の今後の整備について、基本的な考え方や方向性を整理し、計画策定に取り組みます。

【課題 2】医療的ケアを含む重度障害者への対応

( 1 ) 取組みの状況 ( 実施状況の評価 )

障害者通所施設利用希望者の増加に伴い、今後も医療的ケアが必要な利用者の増加が見込まれる状況です。

( 2 ) 課題 ( 評価を踏まえた改善 )

今後、多くの医療的ケア等への対応が必要な施設利用希望者が見込まれるが、対応可能な障害者通所施設は限定されているため、その拡充を図る必要があります。

( 3 ) 次期計画の施策展開の方向性 ( 計画 )

地域での受入のためには、医療的ケアを含む重度障害者の実態を把握し、所要量を想定するとともに、必要となる支援環境 ( ハード、人材等 ) の整備に取り組みます。

受入のための人材の確保・育成に取り組みます。

【課題 3】グループホームの確保

( 1 ) 取組みの状況 ( 実施状況の評価 )

グループホームの中軽度者向けの整備は、民間事業者主導により一定程度進んできたが、重度者向けの整備は進んでいない状況です。

( 2 ) 課題 ( 評価を踏まえた改善 )

梅ヶ丘拠点障害者入所施設からの地域移行先や親なき後を見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備が必要です。

( 3 ) 次期計画の施策展開の方向性 ( 計画 )

グループホームの希望者数を調査し、地域資源と連携した運営を視野に地

区を意識しながら整備を行います。

中軽度の障害者対象のグループホームの整備については、不動産事業者等との連携による民間事業者の整備促進を図ります。

重度障害者への対応については、「日中サービス支援型グループホーム」整備を含めた促進策の検討を行います。

#### 【課題4】障害特性に応じた日中活動の場の確保

重点的な取組み「精神障害施策」の次期計画の施策展開の方向性について」の【課題4】日中の居場所づくりを再掲しています。

##### (1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区内には日中活動の場として、生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等があり、3,300人を超える方に対し、利用目的に合わせたサービスを提供しています。

地域の保健福祉センター健康づくり課のデイケア事業は、病状等が不安定などの理由で、上記通所施設にはまだ通所できない方に対し、地区担当保健師の家庭訪問等相談支援により、精神疾患の病状に合わせながら実施しています。

##### (2) 課題（評価を踏まえた改善）

日中活動を希望する精神障害者の中には、職員や他の利用者との人間関係を築くことが苦手な方、治療方針として通所が望ましいが症状の変動や体調悪化により通えなくなる方、通所の意思はあるが体力的に毎日通うのが難しい方等、既存の通所施設の利用が難しい方がいます。

65歳を迎えた後に介護を必要としながら通われている方や、働くことに限らない日中活動ができる場を求めている方等、多様な状況により、法の枠組みに沿って提供される施設への定期通所が馴染まない方がいます。

こうした方々に対する日中の居場所となる場が、地域には限られているため、個々の特性や状況、ニーズに応じた日中活動の場の確保が必要です。精神障害者の居場所については、地域ごとの整備・充実や支援者の育成も課題であり、これらの課題解決を含めてサービスを充実させていく必要があります。

##### (3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

既存の通所施設がそれぞれの特色を活かしながら、ニーズに沿った柔軟な受入れ、施設の機能転換や機能付加等について、事業者の意向を伺いながら進めます。

従来に通所施設とは異なる日中活動の場の整備や、地域施設の活用、地域の社会福祉協議会と連携した居場所（カフェ等）など、それぞれのライフ

スタイルに応じた日中活動の展開に取り組みます。

また、話を聞いてくれる相手がいる場や、人との交流が苦手な利用者が交流や活動を促されないで、その場にいること自体が尊重される場、余暇活動プログラムの提供がある場等、個々の特性や状況、ニーズに応じた多様な精神障害者の日中の居場所づくりと、それらを支える支援者の人材育成に取り組みます。

## 【課題5】居住支援協議会と連携した住まいの確保

### (1) 取組みの状況（実施状況の評価）

高齢者や障害者等が、民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備に向けて、世田谷区居住支援協議会において、関係団体や区の関係所管等が連携して、住宅確保要配慮者の居住支援策の検討や情報共有を図るとともに、世田谷区居住支援協議会セミナーを開催し、不動産の管理会社を対象に各種支援サービスの紹介等を行っています。

平成30年度に区、（公社）全日本不動産協会東京都本部世田谷支部、（公社）東京都宅地建物取引業協会世田谷区支部、ホームネット（株）の四者間で、居住支援に係る包括連携に関する協定を締結するとともに、住宅確保要配慮者への電話による安否確認と亡くなった際の原状回復、遺品整理等の費用を補償する見守りサービスの普及を進めています。

### (2) 課題（評価を踏まえた改善）

住宅確保要配慮者の入居促進を図るため、入居後の生活支援サービスをコーディネートする入居相談体制等について、居住支援協議会を中心に検討を行う必要があります。

民間賃貸住宅オーナーの不安軽減策として、民間の見守り・補償サービスについて福祉所管と連携して周知を図るとともに、サービスの利用を促進するため、費用負担の軽減等に取り組んでいく必要があります。

### (3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

居住支援協議会において、引き続き住宅確保要配慮者への入居支援策の検討を行うとともに、関係所管と連携して支援の充実を図っていきます。